

横浜市行政不服審査会答申
(第160号)

令和7年8月12日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「配当処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が、令和4年度の市民税及び県民税（以下「市県民税」という。）1月随時分並びに令和5年度の市県民税1月随時分を納付しなかつたのに対し、緑区長（以下「処分庁」という。）が滞納処分として審査請求人の生命保険契約の解約返戻金等の支払請求権を差し押さえて行使し、令和6年9月5日付け配当計算書による配当処分（以下「本件配当処分」という。）を行ったことについて、審査請求人が本件配当処分の取消しを求める事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁の審査請求人に対する市県民税の納付書、督促状、差押状などの書面が郵便で到達していない。
- (2) 電話での説明や連絡を受けていない。
- (3) 保険会社からの介入権がないにも関わらず、保険会社からの介入権があるから解約前に気づけたはずとの説明を受けた。
- (4) 書ききれない程のいい加減な対応、説明に対し、しっかりとした調査をしたのか等審査をしてほしい。
- (5) 配当計算書によれば、処分庁が解約返戻金の支払いを受けてから換価代金等の交付を受けるまでの期間が短く、対応ができないのではないか。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人が令和4年度の市県民税1月随時分及び令和5年度の市県民税1月随時分を各納期限までに納付しなかつたことから、各納期限後30日を経過する日までに審査請求人に対し督促状を発送したが、督促状の発送日から10日を経過しても当該市県民税の完納を確認できなかつたことから、本件配当処分の前提となる2つの差押処分を行つた。また、これらの差押処分に係る差押調書（謄本）は、簡易書留郵便により審査請求人の住所宛てに発送している。

したがって、本件配当処分の前提となる2つの差押処分は、いずれも地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）の要件を満たす適法かつ妥当なものである。

(2) 処分庁は、審査請求人の生命保険契約の解約返戻金を取り立てた日の令和6年9月2日から3日以内である同年9月5日に配当計算書謄本を審査請求人に発送しており、また、換価代金等の交付期日を当該謄本の発送日から起算して7日を経過した日である同年9月12日の午前10時00分としている。

したがって、本件配当処分は、国税徴収法の要件を満たす適法かつ妥当なものである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等の規定

ア 法第13条第1項は、「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。」と規定する。

イ 法第19条の4柱書は、「滞納処分について、次の各号に掲げる処分に關し欠陥があること（第1号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後はすることができない。」と規定し、同条第1号は、「督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3月を経過した日」と規定する。

ウ 法第 20 条第 1 項は、「地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。」と規定し、同条第 4 項は、「通常の取扱いによる郵便又は信書便により第 1 項に規定する書類を発送した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 3 項に規定する信書便物（第 20 条の 5 の 3 及び第 22 条の 5 において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する。」と規定する。

エ 法第 319 条第 2 項は、「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」と規定する。

オ 法第 319 条の 2 第 1 項は、「個人の市町村民税を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書には、所得割額及び均等割額の合算額から第 321 条の 4 第 1 項の給与所得に係る特別徴収税額（二以上の特別徴収義務者に徴収させている場合においては、その合計額とする。次項において同じ。）並びに第 321 条の 7 の 4 第 1 項の年金所得に係る特別徴収税額及び第 321 条の 7 の 8 第 1 項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額を控除した額並びにこれらの算定の基礎を記載しなければならない。」と規定し、同条第 3 項は、「第 1 項の納税通知書は、遅くとも、納期限前 10 日までに納税者に交付しなければならない。」と規定する。

カ 法第 329 条第 1 項本文は、「納税者（特別徴収の方法によって市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第 321 条の 11 又は第 328 条の 9 の規定による更正又は決定があった場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以

内に、督促状を発しなければならない。」と規定し、同条第3項は、「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第1項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」と規定する。

また、横浜市は、法第329条第3項の「特別の事情がある市町村」として、横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第15条において「納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後20日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後30日以内に発することができるものとする。」と定めている。

キ 法第331条第1項柱書は、「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。」と規定し、同項第1号は、「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と定める。また、同条第6項は、「前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定する。

ク 法第335条は、「市町村は、個人市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び同法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。」と規定する。

ケ 国税徴収法第54条柱書は「徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。」と規定し、同条第2号は、「債権（電話加入権、賃借権、第73条の2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）」と規定する。

コ 国税徴収法第62条第1項は、「債権（省略）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。」と規定し、同条第3項は、「第

1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。」と規定する。

サ 国税徴収法第67条第1項は、「徴収職員は、差し押された債権の取立をすることができる。」と規定する。

シ 国税徴収法第128条第1項柱書は、「税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。」と規定し、同項第2号は「有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭」と規定する。

ス 国税徴収法第129条第1項柱書は、「前条第1項第1号又は第2号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。」と規定する。また、同条第3項は、「前2項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する。」と規定する。

セ 国税徴収法第131条柱書は、「税務署長は、第129条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。」と規定し、同項第3号は「滞納者」と規定する。

また、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第49条第2項は、「法第131条（配当計算書）の規定による配当計算書の謄本の発送は、その配当計算書に係る換価財産が金銭による取立ての方法により換価したものであるときは、その取立ての日から3日以内にしなければならない。」と規定する。

ソ 国税徴収法第132条第1項は、「税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。」と規定し、同条第2項は、「前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日としなければならない。（後略）」と規定する。

タ 国税通則法第10条第1項柱書は、「国税に関する法律において日、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。」と規定し、同項第1号は、「期間の初日は、参入しない。ただし、その期間が午

前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。」と規定する。

(2) 認められる事実

ア 処分庁は、遅くとも令和5年1月5日までに、審査請求人に対し、令和4年度の市県民税1月随時分（以下「本件市県民税①」という。）に係る納税通知書及び納付書（以下「本件通知書等①」という。）を発送した。

イ 審査請求人は、納期限である令和5年1月31日を経過した時点で、本件市県民税①を完納しなかった。

ウ 処分庁は、令和5年3月1日、審査請求人に対し、本件市県民税①の督促状を発送した。しかし、審査請求人は、同月11日が経過した時点で、本件市県民税①を完納しなかった。

エ 処分庁は、令和5年3月16日及び同年7月21日に、審査請求人に対し差押事前通知書を発送した。

オ しかし、審査請求人は本件市県民税①を完納しなかったので、処分庁は、令和5年9月22日、第三債務者である三菱UFJ銀行に対し、審査請求人が三菱UFJ銀行に対して有する普通預金債権（以下「本件預金債権」という。）を差し押さえる旨の差押通知書を発送し、同月25日に到達した。

カ 処分庁は、令和5年9月25日、審査請求人に対し、本件預金債権の差し押さえにかかる差押調書（謄本）を発送した。しかし、同年10月6日、保管期間満了により返戻された（同日、普通郵便にて再発送。）。

キ 処分庁は、令和5年10月31日、審査請求人に対し、本件預金債権の差押にかかる配当計算書の謄本を発送した。

ク 処分庁は、令和5年11月28日、第三債務者である太陽生命保険株式会社（以下「太陽生命」という。）に対し、本件市県民税①の滞納残額に係る滞納処分として、審査請求人の太陽生命に対する生命保険契約（以下「本件保険契約」という。）に基づく積立配当金及び解約返戻金の支払請求権（以下「本件解約返戻金等請求権」という。）を差し押さえる旨の差押通知書を発送し、同月29日に到達した（以下「本件差押処分①」という。）。

ケ 処分庁は、令和5年11月28日、審査請求人に対し、本件差押処分①の差押調書（謄本）を発送し、同月29日に到達した。

コ 処分庁は、令和5年12月5日、審査請求人に対し、令和5年度市県民税1月随時分（以下「本件市県民税②」という。）に係る納税通知書及び納付書を発送した。

サ 審査請求人は、納期限である令和6年1月31日を経過した時点で、本件市県民税②を完納しなかった。

シ 処分庁は、令和6年2月5日、審査請求人に対し、本件市県民税②の督促状を発送した。しかし、審査請求人は、同月15日を経過した時点で、本件市県民税②を完納しなかった。

ス 処分庁は、令和6年2月21日、太陽生命に対し、本件市県民税②の滞納処分として、本件解約返戻金等請求権を差し押さえる旨の差押通知書を発送し、同月22日に到達した（以下「本件差押処分②」という。）。

セ 処分庁は、令和6年2月21日、審査請求人に対し、本件差押処分②の差押調書（謄本）及び交付要求通知書を発送し、同月22日に到着した。

ソ 処分庁は、令和6年4月10日、審査請求人に対し、期限を同月22日として、本件差押処分①及び本件差押処分②により差し押された本件解約返戻金等請求権を行使するために、本件保険契約を解約する旨を事前に伝える差押処分後の催告書を発送した。

タ 処分庁は、令和6年7月24日、太陽生命に対し、本件保険契約を解約し、本件解約返戻金等請求権を行使した。

チ 処分庁は、令和6年9月2日、差押債権である上記タに係る解約返戻金を取り立てた。

ツ 処分庁は、令和6年9月5日、審査請求人に対し、本件差押処分①及び本件差押処分②に係る配当計算書を作成して本件配当処分を行い、同配当計算書の謄本を発送した。同配当計算書の謄本には、換価代金の交付期日が同月12日午前10時である旨記載されている。

（3）争点に対する判断

ア 審査請求人の主張は、要するに地方税の納付書及び督促状の発送や、差押の手続に不備があり、したがって、本件配当処分にも違法があるというものである。

イ そこで、①配当処分の取消しを求める際に、地方税の賦課徴収手続の違法を主張できるか否か、②配当処分の取消しを求める際に、督促手続の違法を主張できるか否か、③配当処分の取消しを求める際に、差押手続の違

法を主張できるか否かをそれぞれ検討し、本件配当処分に違法があるか否かを検討する。

ウ ①について

(ア) 賦課処分と滞納処分とは、それぞれ目的及び効果を異にし、それ自体で完結する別個の行政処分であるから、賦課処分の違法性は滞納処分には承継されないと言うべきである。

(イ) したがって、滞納処分手続の一処分である配当処分の取消しを求める際に、賦課処分に違法があったことは主張できない。

(ウ) 上述のとおり、審査請求人の主張のうち、本件市県民税①及び本件市県民税②の納付書が届かなかったとの主張は、当該市県民税の賦課処分の手続に不備があることを主張するものであるから、本件配当処分の違法事由にはなりえない。

(エ) したがって、上記審査請求人の主張には理由がない。

エ ②について

(ア) 配当処分は、差押処分及び換価処分と同じく、債権の確保を強制的に図るという同一の効果の実現を図ることを目的とした一連の滞納処分手続の一処分である。また、督促処分は、滞納処分の前提要件であり、滞納処分と同一の目的及び効果を有するものである。かかる点に鑑みれば、督促処分又は差押処分に違法がある場合には、その後になされる配当処分の取消しを求める際に、督促処分又は差押処分の違法を主張することも許されると解すべきである。

(イ) もっとも、かかる場合であっても、督促処分に違法があることを理由とする審査請求については、「差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して3月を経過した日」以降にすることはできない（法第19条の4第1号）。

(ウ) これについて本件を見ると、本件差押処分①の差押調書（謄本）は令和5年11月29日に、本件差押処分②の差押調書（謄本）は令和6年2月22日にそれぞれ審査請求人に到達しているから、審査請求人が本審査請求を申し立てた同年9月11日の時点で、審査請求人が本件差押処分①及び本件差押処分②に係る通知を受けた日の翌日から起算して3月を経過していることは明らかである。

(オ) したがって、審査請求人は、本審査請求において、督促に関して欠陥があることを理由とする審査請求をすることができないから、審査請求人の督促状の書面が郵便で到達していないとの主張は、判断の対象とならない。

オ ③について

(ア) 上記エ(ア)に記載したとおり、配当処分の取消しを求める際に、差押処分に違法があることを主張することは許される。

(イ) しかし、上記エ(ウ)に記載したとおり、本件において、本件差押処分①及び本件差押処分②の差押調書(謄本)が審査請求人に届いていることは明らかである上、上記(2)に記載した事実関係に鑑みれば、処分庁が行った本件差押処分①及び本件差押処分②の手続に違法は認められない。

(ウ) したがって、審査請求人の主張には理由がない。

カ また、審査請求人は、処分庁が解約返戻金の支払いを受けてから換価代金の交付までの期間が短いことを本件配当処分の違法事由として主張する。しかし、処分庁は、令和6年9月2日に差押債権である本件解約返戻金等請求権を行使して解約返戻金を取り立て、同月5日に本件配当処分に係る配当計算書を作成して、その謄本を取立ての日から3日以内に審査請求人に対して発送しており、国税徴収法第131条及び国税徴収法施行令第49条第2項の規定に適合している。また、同配当計算書には、換価代金の交付期日が同月12日と記載されており、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日であることから、同法第132条第2項の規定に適合したものであり、取立てをした日から換価代金の交付期日までの期間に違法な点は認められない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

キ 審査請求人は、上記のほかに、電話での説明や連絡を受けていないこと、保険会社からの介入権がないにも関わらず介入権で気づけたはずであるとの説明を審査請求人が処分庁から受けたことなどを違法事由として主張する。しかし、いずれの主張も、本件差押処分①、本件差押処分②及び本件配当処分の要件に関するものではなく、上記ウからカまでの結論を左右するものではない。

ク その他本件に現れた事情を総合的に考慮しても、本件配当処分を違法

又は不当として取り消すべき特段の事情は見当たらない。

(4) 結語

以上のとおり、本件配当処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年10月21日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年11月8日	・弁明書等の受理
令和6年11月12日	・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和7年2月6日	・物件の提出依頼
令和7年2月20日	・物件の受理
令和7年2月26日	・物件の提出通知
令和7年6月27日	・審理手続の終結
令和7年7月2日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年7月8日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年8月12日	・調査審議